

## 大阪市障がい者施策推進協議会障がい者差別解消支援地域協議部会（仮称） の設置について

### 1 設置根拠

障害者差別解消法第 17 条

### 2 目的

障がい者差別の解消を効果的に推進するには、障がいのある人にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要であるが、地域において日常生活、社会生活を営む障がいのある人の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような機能を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の分析・共有を通じて、各自の役割に応じた事案解決に資する取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を行うネットワークを構築し、もって障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

### 3 協議事項

- ・本市及び関係機関等が対応した相談事例の分析、共有  
本市職員及び民間事業者等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供事例
- ・障がい特性の理解等の周知・啓発や、障がいを理由とする差別の解消に資する先進的取組の分析・共有
- ・その他、障がいを理由とする差別の解消に関すること

#### 委員構成

- ・国の機関（法務局など）
- ・障がい当事者（当事者団体など）
- ・福祉関連機関（成年後見、相談支援事業者など）
- ・医療機関（医師会など）
- ・民間事業者（事業者団体など）
- ・法曹関係・その他（弁護士、学識経験者など）

など

### 5 その他

- ・委員構成：15 名程度
- ・開催頻度：年 3 ～ 4 回程度

【参考】障害者差別解消法（抜粋）

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げるものを構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者